

1 はじめに

ごみ問題は、私たちの生活に直結する最も身近な環境問題であるとともに、生活環境だけでなく、資源の枯渇や地球温暖化等、今後の社会の存続にも大きく関わってくる問題である。

ごみを減量させること、資源を有効利用するために、断る（リフューズ）、減量（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の4Rへの取り組みや循環型社会という言葉も当たり前に使われるようになり、ごみの減量や資源を有効利用することの重要性が益々認識されつつある。

また、脱炭素社会の実現や地球環境への負荷の減少に向けた持続可能な循環型社会形成への推進は、わが国のみならず世界共通の課題として、将来世代に対して現在を生きるものの責務である。

当審議会は平成13年に本町における一般廃棄物の搬出の抑制、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル等ごみの減量化・資源化に関する事項等について諮問され答申したところである。

地元及び周辺大字の理解と協力を得て、平成19年に稼働した新清掃施設については、令和4年3月18日をもって、約束どおり15年間の操業が終了している。

また、広陵町ごみ減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、再度、町のごみ減量対策等の取り組みに関し、町民に広く周知することでごみ処理行政について幅広い理解を求めるとともに努めるよう令和4年3月に町議会から決議（本町のごみ減量に向けた取り組みや対策、分別種類の選定及び収集方法の検討並びに指定ごみ袋の価格の検討）されたことで審議会を再開し、町長から「広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問」を受け議論しまとめたものである。

2 基本的な考え方

国においては、循環型社会元年と位置付けられた平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定されており、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと統合的な取り組みとして、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進や食品ロスの半減に向けた国民運動などを掲げている。

また、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されている。

また、奈良県では、未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現を基本目標とした「第5次奈良県廃棄物処理計画」が令和4年度に策定されている。

本町においては、平成30年3月に平成29年度から15年先の令和14年度を最終年度とする「広陵町一般廃棄物処理基本計画」が策定され、概ね5年ごとに見直しするものとされていることから、令和5年3月に改定されたところである。

当初の計画では、本町のごみ処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とし、ごみの減量化や適正な処理及び資源循環社会の構築を進められている。今回、前回の計画から5年が経過したことから、ごみの排出・処分の現況を整理し、今後の排出量・処理分量予測し、排出抑制を促すために必要な施策や適正処理のための方針についてまとめられている。

さらに、平成28年4月に10市町村で構成する「山辺・県北西部広域環境衛生組合」（本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、河合町）が設立され、令和7年度の稼働予定であるエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の整備を、また、これに伴う広域化施設への運搬車両を最小限に抑え、効率的に運搬を行うために中継施設が必要となることから、令和2年4月に可燃ごみ及び容器包装プラスチックを対象とし、本町、安堵町、河合町の3町で構成される「まほろば環境衛生組合」が設立され、可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみについては、安堵町で可燃ごみ等中継施設の整備を、また、本町の現リサイクル施設を2町（本町、安堵町）の不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ中継施設として活用に向けて進められている。

ごみの減量については、ごみの排出・処分の現況を整理し、今後の排出量・

処分量を予測し、排出抑制を促すために必要な施策や適正処理のための方針により、設定した減量目標を達成できるよう要望するものである。

3 広陵町ごみ減量等推進審議会の経緯

- 第1回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年3月28日開催）
 - ①委嘱状の交付及び会長及び副会長の選出
 - ②広陵町ごみ減量等推進審議会の再開について
平成13年10月17日付け答申概要の説明
 - ③ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移について

- 第2回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年6月27日開催）
 - ①第1回広陵町ごみ減量等推進審議会の質疑に対する回答について
概ね17点の質問に対しての回答並びに説明
 - ②町長からの諮問について

- 第3回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年10月24日開催）
 - ①第2回広陵町ごみ減量等推進審議会の質疑に対する回答について
概ね5点の質問に対しての回答並びに説明
 - ②広陵町ごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）
について

- 第4回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年11月28日開催）

(・・・以下、審議会内容を追記する)

4 これからのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果

これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済のシステムに支えられながら、近年の経済発展や新たな技術の開発や新素材の出現等により、我々の生活は便利で豊かになってきた。一方で、ごみ量については増加の一途をたどっている状況にあった。ごみ量の増加は、自然環境への影響や不法投棄などの不適正な処理により生活環境の悪化をもたらすだけでなく、もはや、資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模での環境問題へと発展しており、環境への負荷が少ない循環型社会へのスムーズな移行が重要である。

現在、国は「循環型社会形成推進基本法」が制定された平成12年度を起点とし、各種リサイクル法を制定し、循環型社会の形成を強く推進している。

このような背景のもと、本町はごみの減量化や適正な処理を促すための基本的な事項をまとめた「一般廃棄物処理基本計画」を平成29年度に策定された。さらに、当該計画の目的を達成するために、その達成状況を評価し、必要に応じて各施策の取り組みを見直す、いわゆるPDCAサイクルを効果的に回すなど更なる改善が図られている。加えて、平成18年からはごみの発生・排出抑制行動を誘導する仕組みづくりとして、住民の理解を得て、ごみ処理の有料化（有料指定ごみ袋）も実施されている。

ごみ処理の有料化をする前（平成17年）と直近（令和3年）の人口と可燃ごみ量を比較したところ、人口は5.63%増加しているが、可燃ごみ量については、16.52%減少していた。平成17年を基準とし各年の状況を見ても、人口は増加しているものの、可燃ごみについては、逆に減少しているところであり、有料指定袋の導入については、ごみ減量に一定の効果があったと推察された。

また、町民・事業者・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現や脱炭素社会という世界共通の目標にも貢献するという意義をより明確にするとともに、SDGsが掲げる17の目標のうち、直接的に「ごみ問題」を扱う目標はないが、各目標の中のそれぞれのターゲットには「ごみ」、「廃棄物」、「再利用」といったキーワードが含まれるものや、間接的にごみ問題と関連しているものも多く、SDGsの達成にはごみ問題の解決が必須である。さらにSDGsで定められているゴール12「つくる責任つかう責任」を中心に、ゴール14「海の豊かさを守ろう」としてプラスチックごみ対策、ゴール2「飢餓をゼロに」として食品ロス削減対策を、ゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」として脱炭素社会に向けた貢献に関する取り組みを推進していかなければならない。

5 自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について

リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rへの取り組みの推進により、ごみを減量させ、資源となるごみは有効利用していくよう、広報等によりあらゆる機会を捉えて周知する必要がある。

今後のごみ減量対策へ取組としては、エコフェスタでごみの減量の推進や再利用（リユース）の視点から「もの」の大切さを考えていこうとするイベントの開催、また、広報において、生物多様性の視点から地球温暖化防止とごみ減量化を実現するために「生ごみの水切り」を推進する。そうすることで1日に1世帯あたり中スプーン1杯分の約10グラムの水切りをすると、町全体で年間約50トンもごみが減量でき、併せてCO₂の発生を抑えることになる。

また、年間約600tもフードロスがあり、1人当たり約120gを捨てている現状であることから、一般家庭のアクションとして生ごみを堆肥化することを進めていくことも家庭でのリサイクルの一つとして取り組んでもらいたい。

次に、ごみの分別種類の選定及び収集方法としては、ごみの分別種類では、小型家電については、新たに町公共施設5箇所回収ボックスを設置し、処理しているところである。その他のごみについては、特に改めて選定する必要はないと考えたところである。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、その他プラスチックごみ、容器包装プラスチックごみ等を戸別収集しており、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、白色ビン、茶色ビン、その他のビンのリサイクル素材（以下「リサイクル素材」という。）については、ステーション収集として、各大字、自治会でコンテナやリサイクルネットを設置いただき、特定日に回収されているところである。

また、紙類、古着の資源ごみについては、町において売却処分しており、一部収益としている。リサイクル素材の内のその他プラスチックごみについては、通常の焼却施設では可燃ごみとして処理されているが、本施設はRDF炭化施設であり焼却できないため、別途その他プラスチックごみとして収集し民間事業者にて処理されているところである。

次に、収集方法についても、現在、リサイクル素材についてはステーション収集をしているが、アルミ缶、スチール缶の缶類、白色ビン、茶色ビン、その他のビンのビン類は天理市広域施設では、缶類、ビン類としての搬入とのことから、今までのようなアルミ缶、スチール缶、白色ビン、茶色ビン、その他の

ビンに分ける必要はなくなる。

このことから、ペットボトル、缶、ビンの3種類のみ回収となるため、令和7年5月の天理市広域施設の稼働に併せて、ステーション収集を廃止し、戸別収集することになる。戸別収集が増えることから収集委託料は増加することになるが、ステーションまで持参することが困難な高齢者や小さいお子さんがおられる家庭のための高齢者施策、子育て施策の一環として収集方法を変更していくことが望ましい。

6 住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について

現在、本町の指定ごみ袋の価格は、大45ℓで1枚45円、中30ℓで1枚30円、小20ℓで1枚20円、SS10ℓで1枚10円であり、県内市町村の状況をみると、指定ごみ袋を導入しているのは、30市町村であり、無料は9市町村という状況である。

当審議会において、近隣市町の状況も踏まえ、再度価格の検討したところ、
・・・(以下、審議会での内容を記入する)

7 おわりに

審議会は令和4年第1回広陵町議会定例会において、1つ目のこれまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。2つ目の自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。3つ目の住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な観点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。の3点を再度審議会を開き、その結果を町民のみなさんに周知することで、本町のごみ処理行政について幅広い理解を求めるよう努めることについてを決議され今回審議会を再開したものである。

今回、町長から提出された広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項については、審議会で各委員の熱心な議論や意見交換を行い、今回答申したものである。

今後は、改定された「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に則り、広陵町のごみ処理行政の推進にあたり、地方自治の主旨をも踏まえ、本答申を議会に報告するとともに、町民の理解と協力を得る努力をされるよう節にお願いするものである。

また、今後稼働される広域組合等へはごみ量割で負担することになっているため、引き続きごみ減量に努めていただけるよう十分周知され、さらには、町民のみなさんにおかれても、ごみ問題は他人事ではなく、自らの問題であることを再度認識いただき、更なるごみの減量、リサイクルといった循環型社会の構築に努め、生活環境の維持のため、地域での清掃活動等に積極的にご参加いただき、「クリーンなまち広陵」をみなさんと築き上げていただきたいとお願いするものである。